

CFP[®]試験出題分析

～タックス・プランニング編～

TAC

CFP[®]、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER[®]、サーティファイド ファイナンシャル プランナー[®]は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

1. 試験概要

(1) 日程

CFP 試験は、毎年 2 回（6 月と 11 月の第 2・第 3 日曜日）に実施されます。

AFP 試験（2 級 FP 技能検定）とは異なり、2 日間による 6 分野の課目別試験で、課目ごとに合格が認められます。

第2日目：平成27年11月15日（日）	
② タックス・プランニング	12：30～14：30

※試験問題の法令基準：平成27年4月1日の時点ですでに施行（法令の効力発行）されているものを基準とします。

※試験の実施日程等のご自身で試験実施団体ホームページまたは受検願書等でご確認ください。

(2) 試験形式

試験形式は各課目ともすべて四肢択一のマークシート方式で 50 問出題。

(3) 合格率データ

■タックスプランニング 課目別合格率

	H24年第1回	H24年第2回	H25年第1回	H25年第2回	H26年第1回	H26年第2回
受験者数	1,923名	1,732名	1,726名	1,530名	1,563名	1,429名
合格者数	727名	621名	668名	598名	589名	528名
合格率	37.8%	35.9%	38.7%	39.1%	37.7%	36.9%
合格 ライン	—	—	—	—	29問	30問

2. 課目別攻略法

(1) 出題論点分析

タックスは単にタックスプランニング単体の課目ではなく、他の課目にも非常に影響がある中心的な課目である。そのため、タックスという課目の中で、「保険（生保・損保）」、「金融（債券・株式・投資信託・外貨預金）」、「不動産（不動産所得・譲渡所得）」、「ライフ（住宅ローン控除・年金の）」と、他の課目の学習項目が出題されるのが特徴であるが、3級、2級と学習してきた「税の体系」が身についていないと大変苦勞する課目である。

出題項目としては、「所得税」、「法人税」、「消費税」、「事業税」、「住民税」と基本的な税法が出題される。近年の傾向で特徴なのが、「会計」の問題が出題されることである。

「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」、「製造原価報告書」等の会計的な問題、決算書のデータを使用した「経営分析」的な問題が、第49問、第50問に出題される。計算問題は、税額、所得の額を算定させる問題を中心に、文章問題は、制度を問う問題がほとんどである。

(2) 得点戦略

50問の出題の中心は、所得税が35問前後であるが、所得税は基礎レベルから応用レベルまで様々なレベルの問題がちりばめられており、このうち基本レベルの問題が6割程度出題されるが、これは必ず正解することが合格への条件である。応用論点が出題されその中には、難題な問題に出題されるが、固執することなく、難しいものは捨てるぐらいの覚悟も必要である。受験生が案外、捨ててしまいがちなのが、その他の税法である。所得税以外の税法に関しては、基本的な出題項目が多く、計算問題を繰り返し練習することにより、必ず得点できる項目へと変わる。

また、出題項目も法人税では、「交際費」、「租税公課」、「役員と会社の取引」、「寄付金」の損金算入・不算入が必ず出題される。消費税では、「消費税額の算定」、「消費税の課税、非課税の判定」が毎回のように出題されるテーマであるように、出題される項目が大きく半跣することはない。

ただし、忘れてはならないのが、「会計」と「経営分析」である。この2問に苦慮する受験生が多いが、この2問を正解するために、簿記、会計を勉強しなければと考える方も多いようですが、その必要はない。基本的なフォーマットを把握し、解法をマスターすれば、得点源にできる。得点戦略としては、所得税以外の税法と会計は、必ず正解をすること。これでおおよそ15問正解。残り所得税の問題の基本を6割正解することで20問正解。総得点の7割は取得できる。

(3) 標準学習時間

講義時間を除き、1課目あたり、80時間～100時間。

(4) 平成27年6月試験では

平成27年6月試験で実際の問題をみてみましょう。

- 2級（AFP）レベルの問題・・・・・・・・問29
- 2級（AFP）とCFPの中間レベル問題・・・・問14
- CFPレベルの論点・・・・・・・・問39

○2 級（AFP）レベルの問題

問 9

所得税の所得控除に関する以下の設問について、答えを 1～4 の中から 1 つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

（注）課税される所得金額の 1,000 円未満の端数は切捨て

（問題 29）

（設問 F）山田さんが契約している生命保険の内容と平成 26 年中に支払った保険料は以下のとおりである。山田さんの平成 26 年分の所得税に係る生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、山田さんは妻および長男と同居し生計を一にしている。

保険金受取人	生命保険契約	支払保険料
山田さん	（旧契約）生命保険契約	60,000円
妻	（旧契約）個人年金保険契約	120,000円
長男	（新契約）生命保険契約	36,000円
山田さん	介護医療保険契約	28,000円

※平成 26 年中に保険契約の新規加入や更新等を行っていない。

<所得税の生命保険料控除額>

（1）平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円以下		支払金額
25,000円超	50,000円以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円超	100,000円以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円超		50,000円

（2）平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円以下		支払金額
20,000円超	40,000円以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円超	80,000円以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円超		40,000円

（注）支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 90,000円
2. 104,000円
3. 114,000円
4. 120,000円

出典：平成 27 年度第 1 回 CFP®資格審査試験
タックスプランニング 問9(問題29)

問6

株式等の譲渡、配当等に関する以下の設問について、答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題14）

（設問B）杉田さんの平成26年分の所得等は以下のとおりである。配当所得について総合課税により確定申告をした場合、杉田さんの平成26年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

所得等	金額	備考
配当所得	1,100,000円	内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。
給与所得	11,900,000円	
譲渡所得	▲200,000円	平成26年11月に行ったゴルフ会員権の譲渡による損失である。
所得控除額	2,400,000円	

1. 55,000円
2. 80,000円
3. 85,000円
4. 90,000円

出典：平成27年度第1回CFP®資格審査試験
タックスプランニング 問6(問題14)

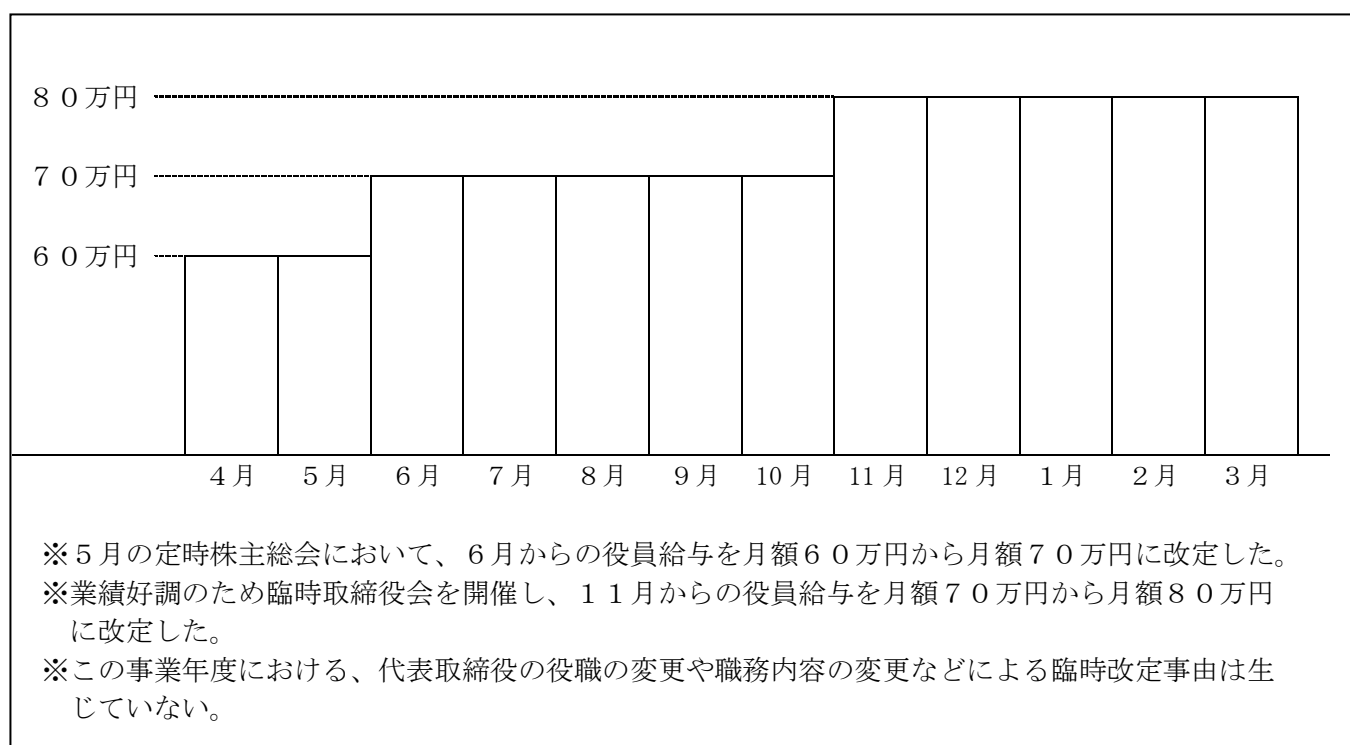
○CFPレベルの論点

問 1 5

安藤さんは個人でイタリアンレストランを経営していますが、従業員数や支店数が増加してきたため、法人成りを検討するようになりました。法人成り等に関する以下の設について、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 9)

(設問A) ある事業年度(4月1日～翌年3月31日までの12ヵ月とする)において、代表取締役に対して法人が毎月25日に以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税の課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および利益連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。



1. 0円
2. 50万円
3. 150万円
4. 400万円

■CFP資格審査試験

タックスプランニング出題分析とTACテキスト対応表

	TACテキスト(テーマ)	出題内容	平成25年1回	平成25年2回	平成26年1回	平成26年2回	平成27年1回	出題数
各種所得	利子所得等	外貨建預金利子と為替差損益		1	1	1		3
	配当所得	確定申告が必要な配当所得の計算	1	1	1	1	1	5
	不動産所得	税引後のキャッシュフローの金額	1	1	1	1	1	5
		必要経費の取り扱い			1			1
		収入金額	1		1	1		3
		不動産所得の計算					1	1
		損益通算の特例		1				1
		事業的規模による相違	1		1			2
	事業所得	必要経費となる金額				1		1
		同一生計親族が事業から受ける対価	1					1
		中古資産の減価償却費の計算		1	1			2
		定率法の改定償却率による減価償却			1			1
		減価償却費の計算	1				1	2
		事業所得の金額		1	1			2
		事業用固定資産の損失		1				1
		固定資産の取得原価		1				1
		青色事業専従者、事業専従者		1				1
	給与所得	複数の給与収入がある場合	1		1			2
		給与収入の計算				1		1
		ストック・オプション	1		1			2
	退職所得	退職所得計算	1					1
		退職金手取額計算		1	1	1	1	4
	譲渡所得	総合譲渡所得	1	1	1	1		4
		総合譲渡所得、内部通算	1	1	1	1		4
		ゴルフ会員権の譲渡				1	1	2
		居住用財産の特例	1			1		2
		相続により取得した資産の譲渡			2	1	2	5
	有価証券の譲渡による所得	特定口座・NISA講座(譲渡所得等)	1				3	4
		損益通算			1	1		2
		株式の譲渡益の取扱い			1	1		2
		上場株式等の譲渡損失	1	1	1			3
	一時所得	生命保険金等に係る課税関係	1	1	2		1	5
		課税関係		1	1			2
		立退料						0
		個人年金および生命保険金の計算						0
	雑所得	個人年金と公的年金の雑所得	1					1
		為替差損益と公的年金収入					1	1
		給与所得と雑所得			1			1
		非課税所得		1		1		2
課税標準等	総所得金額の算定	給与、退職所得、譲渡所得の損失		1				1
		給与、譲渡所得、不動産所得の損失	1		1			2
		給与、不動産所得の総所得金額					1	1
		事業、一時所得、譲渡、雑所得の損失	1			1	1	3
		保険金受け取りによる総所得				2	1	3
		純損失の繰越控除	1	1	1		1	4
		純損失の繰越控除による税額計算					1	1
	一定の居住用財産の譲渡損失	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除		1		1		2

所得控除	雑損控除	雑損控除				1	1	2
	医療費控除	医療費控除の計算	1	2	1	1	1	6
	社会保険料控除	社会保険料控除の計算						0
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除の計算						0
	生命保険料控除	生命保険料控除の計算		1		1	1	3
	地震保険料控除	地震保険料控除の計算						0
	寄付金控除	寄付金控除の計算						0
	寡婦控除	寡婦控除の計算	1		1		1	3
	配偶者特別控除	配偶者特別控除額の計算			2			2
	扶養控除	扶養控除額計算	1	1				2
	人的控除の金額	人的控除の計算				1	1	2
	所得控除の合計	所得控除の合計額の計算				1		1
所得税額	税額計算	給与の手取り金額計算		1	1	1		3
		配偶者控除の変動による税額計算		1		1		2
		公的年金と給与所得		1				1
		事業所得と雑所得の税額計算				1	1	2
		譲渡所得と給与所得の税額計算					1	1
		給与所得と雑所得の税額計算				1	1	2
		給与所得と基本手当				1	1	2
		一時所得と給与所得の税額計算					1	1
		事業、給与、退職所得の税額計算					2	2
		損益通算がある場合の税額計算		1	1	1	1	4
	税額控除	配当控除の計算	1	1	1		1	4
		住宅借入金等特別税額控除	1		1			2
		住宅借入金等特別税額控除の計算		1	1	1	1	4
青色申告その他	確定申告等	青色申告、修正申告等	1	1	1		1	4
		所得税等の納税方法	1					1
		開業後の届出	1			1		2
個人の住民税・事業税	個人住民税	住民税の計算	1	1		1	1	4
		所得控除額の計算			1			1
		取扱い		1				1
		配当所得						0
	個人事業税	個人事業税の計算	1	1	1	1	1	5
法人税法	減価償却	中古資産の減価償却費の計算						0
		減価償却費の計算	1				1	2
	別段の定め	定期同額給与等	1	2	1	1		5
		経済的な利益		1			1	2
		経済的な利益に関する計算	2		1	2	1	6
		役員報酬の損金不算入		1	1	1	1	4
	交際費等	接待交際費の損金不算入		1	1	1	1	4
		交際費等の取扱い						0
	租税公課	租税公課の損金不算入	1	1		1	1	4
	生命保険料等	生命保険の取扱い	1	1				2
		生命保険の取扱い計算問題		1	1	1	1	4
	貸倒引当金	貸倒損失の損金不算入			1	1		2
	欠損金	繰越欠損金	1	1	1	1	1	5
		会社法	1	1	1			3
消費税	納付すべき消費税額の計算	簡易課税制度による計算						0
		原則的な方法による計算	1	1				2
		消費税の課税義務者	1	2	1	1	2	7
法人成り等		法人の設立にかかわる届出書	1			1		2
		法人の税務上の取扱い	1			1	1	3
		法人税と所得税の差異					1	1
財務分析等		財務比率		1	1		1	3
		財務諸表(P/L・B/S／C/R)	1	1	2	2		6
		損益分岐点						0
		キャッシュフロー計算書	1				1	2
		居住者						0

※表中の数字は出題数です。